

---

平成20年第6回大和町議会定例会会議録

---

平成20年9月8日（月曜日）

---

応招議員（18名）

|    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 卷 博 史 君 | 10番 | 浅 野 正 之 君 |
| 2番 | 松 川 利 充 君 | 11番 | 鷓 橋 浩 之 君 |
| 3番 | 伊 藤 勝 君   | 12番 | 上 田 早 夫 君 |
| 4番 | 平 渡 高 志 君 | 13番 | 大 友 勝 衛 君 |
| 5番 | 堀 籠 英 雄 君 | 14番 | 中 川 久 男 君 |
| 6番 | 高 平 聡 雄 君 | 15番 | 中 山 和 広 君 |
| 7番 | 秋 山 富 雄 君 | 16番 | 桜 井 辰太郎 君 |
| 8番 | 堀 籠 日出子 君 | 17番 | 大 崎 勝 治 君 |
| 9番 | 馬 場 久 雄 君 | 18番 | 大須賀 啓 君   |

出席議員（18名）

|    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 藤 卷 博 史 君 | 10番 | 浅 野 正 之 君 |
| 2番 | 松 川 利 充 君 | 11番 | 鶉 橋 浩 之 君 |
| 3番 | 伊 藤 勝 君   | 12番 | 上 田 早 夫 君 |
| 4番 | 平 渡 高 志 君 | 13番 | 大 友 勝 衛 君 |
| 5番 | 堀 籠 英 雄 君 | 14番 | 中 川 久 男 君 |
| 6番 | 高 平 聡 雄 君 | 15番 | 中 山 和 広 君 |
| 7番 | 秋 山 富 雄 君 | 16番 | 桜 井 辰太郎 君 |
| 8番 | 堀 籠 日出子 君 | 17番 | 大 崎 勝 治 君 |
| 9番 | 馬 場 久 雄 君 | 18番 | 大須賀 啓 君   |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

|                |        |                   |        |
|----------------|--------|-------------------|--------|
| 町 長            | 浅野 元 君 | 保健福祉課長            | 浅野 雅勝君 |
| 教 育 長          | 堀籠 美子君 | 産業振興課長            | 遠藤 幸則君 |
| 代表監査委員         | 三浦 春喜君 | 都市建設課長            | 高橋 久 君 |
| 総 務<br>まちづくり課長 | 千坂 正志君 | 上下水道課長            | 渋谷 久一君 |
| 財 政 課 長        | 千坂 賢一君 | 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 織田 誠二君 |
| 税 務 課 長        | 佐藤 成信君 | 教育総務課長            | 瀬戸 善春君 |
| 町 民 課 長        | 瀬戸 啓一君 | 生涯学習課長            | 横田 隆雄君 |
| 環境生活課長         | 高橋 完 君 |                   |        |

事務局出席者

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 眞 也 | 班 長 | 瀬 戸 正 志 |
| 書 記    | 藤 原 孝 義 |     |         |

【議事日程第号】

平成20年9月8日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 3 大和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 平成20年度大和町一般会計補正予算
- 日程第 8 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第 9 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 平成20年度大和町宮床財産区特別会計補正予算
- 日程第11 平成20年度大和町吉田財産区特別会計補正予算
- 日程第12 平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算
- 日程第13 平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第14 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第15 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第16 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
- 日程第17 平成20年度大和町水道事業会計補正予算
- 日程第18 町道路線の廃止について
- 日程第19 町道路線の認定について
- 日程第20 土地の取得について土地の取得について
- 日程第21 黒川地域土地開発公社定款の変更について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前 9時57分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）  
皆さん、おはようございます。  
本会議を再開します。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）  
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、15 番  
中山和広君及び 16 番桜井辰太郎君を指名します。

---

日程第 2 「議案第 62 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例」から  
日程第 21 「議案第 81 号 黒川地域土地開発公社定款の変更について」まで

議 長 （大須賀 啓君）  
日程第 2、「議案第 62 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係条例の整備に関する条例」から日程第 21、「議案 81 号黒川地域  
土地開発公社定款の変更について」までを一括議題とします。  
朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千坂正志  
君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）  
おはようございます。  
議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。  
議案第 62 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例についてご説明をいたします。  
第 1 条が大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改  
正、中段の第 2 条が大和町特別職報酬等審議会条例の一部改正、そして、

2 ページの第 3 条でございます。

大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

この議案第 6 2 号関係、条例改正につきましては、三つの条例の一括改正でございます。議会活動の範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備に関する事項について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係 3 条例の一括の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議員の報酬の支給方法に関する規定を他の行政委員会の委員等々の報酬の支給方法等に関する規定から分離をいたしまして、報酬の名称を議員報酬に改めたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、別紙新旧対照表をお開きをいただきたいと思っております。

議案第 6 2 号関係でございます。

この部分の第 1 条でございます。

その前に大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の表題、旧では「報酬」となっていた部分を新で「議員報酬」という形で改めるものでございます。

第 1 条が趣旨でございますが、旧では「目的」となっておりますが、これを第 1 条の「趣旨」という形で、それぞれこの条例の部分について文言を整理をしております。

以下、第 2 条から次のページの第 6 条までの部分については、先ほど申し上げました「議員」を「議員報酬」という文言に改めるものでございます。

次に、第 2 条関係でございます。

これは大和町特別職報酬等審議会の新旧対照表になります。2 ページです。

これも同じように題名です。旧「報酬等」審議会条例が、特別職「給料等」審議会という形の表題の名称を改めるものでございます。

第 1 条が設置の部分でございますが、これにつきましても、「議員報酬等」を「特別職給料等」という部分の文言の改正でございます。

次に、3 ページでございます。

審議会条例の名称改正に伴いまして、別表の下の方の部分で第2条関係の文言を改めるものでございます。

これにつきましても、旧で「特別職報酬等審議会」の名称を「特別職給料等審議会」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するものでございます。

次に、議案書の3ページお開きをいただきたいと思っております。

議案第63号でございます。

大和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、題名を次のように改める。

大和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例、第1条中が、「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。

この議案第63号関係の条例改正につきましては、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴いまして、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正により、名称を「公益法人等」を「公益的法人等」に文言を改めるものでございます。

新旧対照表につきましては、4ページでございます。

4ページの部分に議案第63号関係の部分でございます。

表題が大和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例でございます。

これにつきましても、その部分で「公益法人等」という部分がこの趣旨のところで改正を行おうとするものでございます。

議案書の3ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則でございます。

この条例は、平成20年12月1日から施行するものでございます。

次に、議案第64号でございます。

大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案第64号関係でございますが、この条例改正につきましては、国の政策金融改革によりまして、平成20年10月に国民生活金融公庫、

農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫が統合し、株式会社日本政策金融公庫となることに伴います、その引用する法律の対象でございます沖繩振興開発金融公庫のみが残るということでございますので、その公庫及び他の地方公共団体から引き続き職員となった場合における年次有給休暇の付与について、引用する公庫の法律条項が変更になったことに伴いまして、文言の改正を行おうとするものでございます。

説明資料の5ページでございます。

新旧対照表の5ページをお開き願います。

第12条、年次有給休暇の部分の第1項3号でございます。

これにつきまして、旧では「公庫の予算及び決算に関する法律ということで第1条に規定する公庫」となっていたのを「沖繩振興開発金融公庫法という法律に基づきまして第1条に規定する沖繩振興開発金融公庫」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、4ページでございます。

附則、この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。

次に、5ページになります。

議案第65号大和町の職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、第65号関係ということでございますが、条例改正につきましては、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律によりまして、引用条項の変更に伴います政府開発援助をより効率的かつ効果的に実施するため、派遣業務の目的である開発途上地域における奉仕活動が追加されたことによりまして、条文の号数の整理を行ったものでございます。

新旧対照表は6ページでございます。

第13条の第1項第3号が先ほどの部分の青年海外協力活動等が明記されたことによりまして、1号ふえまして第4号という形になるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成20年10月1日から施行するものであります。以上でございます。



議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の6ページをお開きをいただきます。

議案第66号大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

あわせて、別冊の条例議案等説明資料新旧対照表7ページをお開きをいただきたいと思います。

大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正でございますけれども、これにつきましては、大和松坂流通団地の用途が準工業地域から工業専用地域に変更されることに伴いまして、本年7月25日付で同団地の地区計画を廃止したところでございまして、このことから条例の一部を改正するものでございます。

別表1でございましてけれども、これにつきましては、適用区域を定めるものでございまして、新旧対照表のところでございますけれども、松坂流通団地区域の項を削るものでございます。

同じく、別表第2、新旧対照表の8ページから10ページにかけてでございます。

この部分につきましても、項を削るものでございます。ここにつきましては、用途の制限、それから敷地面積の最低限、壁面の位置等について規制しているところでございます。

別表第5、新旧対照表の11ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、高さ制限のところでございますが、この部分につきましても、同団地の区域の項を削るものでございます。

別表第6、新旧対照表の12ページでございます。

これは適用除外の部分を決めるところでございますが、これにつきましても、大和松坂流通団地区域の項を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）  
財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

あわせて事項別明細書につきましてもご準備をお願いいたします。

議案書の7ページでございます。

議案第67号平成20年度大和町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,088万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の合計を85億9,484万4,000円といたすものでございます。

2項につきましては、歳入歳出の内訳について、「第1表歳入歳出予算補正」によるという内容のものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加を規定したものです。

第3条につきましては、地方債の追加を規定いたしましたものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

こちらは第2表債務負担行為の補正でございますが、後ほど歳出予算の方でも出てまいりますけれども、新たに地方税法の改正に伴いまして、公的年金からの特別徴収等が行われる内容になったこと、さらには、地方税の電子申告システム関係につきまして、総務省の方から全国一律で整備をとるという要請がありましたところから、平成25年度までの期間において、それらのシステムの借上げを行おうとするものでございます。

12ページ、地方債の補正でございますが、平成19年度末にも実施をいたしましたけれども、既に借入れを行いました起債について、利率の高い時期に借入れたものについて、今回繰上償還を行うために、その財源として元金分に相当する部分を新たに起債を起こそうとするものでございます。

金額については1,670万円、対象につきましては、昭和60年に借

り入れたもので、利率は7.1%になってございます。対象事業は落合中学校の増改築事業ということになってございます。

今回は元金部分を借りかえを行いますので、未償還元金については変更はございません。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、10款地方特例交付金1項地方特例交付金でございますが、こちらは8月15日に本年度分の決定通知がございました。内容的には児童手当の支出の状況ですとか、個人の方が住宅を建築する際に、借入金の残金に対して減税措置等が行われておりますが、その対象金額の把握が行われまして、平成20年度分が決定したことによりまして、当初予算との差額分971万9,000円を措置いたすものでございます。

2項特別交付金につきましては、町民税の所得割の減収等々に対応する措置でございまして、こちら8月15日決定をいたしましたので、当初との差額7万5,000円を措置いたすものでございます。

11款地方交付税につきましては、1億円の補正を行ってございますが、こちら平成20年度分の算定結果が出ておりまして、金額につきましては17億3,708万5,000円と決定をいたしております。当初予算では16億2,000万円措置いたしておりましたので、普通交付税でございますが、今回1億円を追加いたしまして17億2,000万円といたしまして、残分の1,700万円ほどについては今後の財源ということで留保いたしてございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、こちらは町長あいさつの際にも申し上げておりますけれども、平成20年度米軍の演習は実施されないことになったのでございますが、SACO交付金としては5,400万円を交付するということになりましたので、その金額分の措置でございます。

16款県支出金3項委託金3目土木費委託金につきましては、洞堀川の河川の除草業務について県から委託を受けたものでございます。

4目教育費委託金につきましては、2節学校教育費委託金につきましては、6月で子どもと親の相談員活用調査研究事業として32万5,000

円を措置いたしました。その後、内容等の部分も含めまして名称の変更が行われたということで、こちらは内容の変更で金額的には動きはございません。

3目社会教育費委託金につきましては、今回新たに県を經由いたしまして文部科学省からの委託事業としまして、学校支援地域本部事業費の委託実施ということになりましたので、その分230万円の措置でございます。

17款財産収入2項財産売却収入1節土地売却収入1、406万6,000円でございますが、大きくはリサーチ関係の経費となっておりまして、宮城県土地開発公社へ造成地内の公共物、用途廃止をして既成の造成地にいたしますものですから、そちらの部分が1,211万7,000円、それから反対側、造成協力地側にございます厚生年金スポーツセンターというふうに申し上げた方がいいんだと思いますが、今は名称が変わって少し別になってございますが、そちらに隣接する部分につきましての公共物関係の払い下げが190万8,000円、それから北の方に来まして宮城県で実施をしております防災調整池がございますが、そちらへの水路のルート一部残った部分がございます、そちらの部分を県の土木事務所へ売り払いということで4万2,000円、合わせまして1,406万6,000円、ちょっと1,000円単位で申し上げましたので、1,000円の端数ちょっと違いがございます。四捨五入の関係で違いがございますが、1,406万6,000円の措置でございます。

2目立木売却収入につきましては、山田部分林、山田地域の部分林に設定されているところにあります東北電力の鉄塔の管理のために、一部支障になる木について伐採をするということで、そちらの補償金の収入でございます。この金額の分取割合が2対8になっておりますので、8割分は後ほど歳出で措置をいたしてございます。

19款繰入金、特別会計繰入金につきましては、吉田財産区からの繰入金、対象は吉田地区の振興協議会の補助金部分について、当初との差の部分ということで、内部的にいろいろ協議をした結果2万円の増額をとということで、そちらの部分の措置でございます。

繰越金につきましては、今議会で平成19年度の決算の認定をお願いし

てございますが、その内容に沿いまして一部資金収支、歳出との調整の関係で100万円未満部分について措置をいたしました。54万8,000円でございます。決算時にご説明申し上げますが、平成19年度の決算剰余金は2億9,700万円ほどになってございますが、うち2億円は財政調整基金への繰り入れを予定してございまして、残り分がございまして、既に当初及び6月で措置をしている分がございまして、今回の措置を入れますと、残り分は約5,500万円ほどになりますが、そちらも今後の財源としての留保をさせていただいております。

21款諸収入5項雑入でございますが、町道整備事業費につきましては、こちらも後ほど歳出で出てまいります、トヨタ自動車東北のエンジン工場を今後建設をするということで、従来のTOTOさんとの間に町道がございましたが、そちらの町道部分の措置、撤去に関する措置費用について3,033万7,000円の負担をいただくものでございます。

2番目の秋の味覚&モデルハウス宿泊体験ツアーにつきましては、セントラル自動車の従業員の方に南第二区画整理組合のモデルハウスへご招待を申し上げまして、宿泊体験をしていただこうと。対象を7家族と予定してございますが、1家族1万円のご負担はお願いしたいというので7万円の措置でございます。

次は、県青果物資金造成額の返戻金、こちらは平成19年度の生産返戻でございます。

介護サービス事業につきましては、平成19年度で介護サービス事業勘定を廃止いた

してございますので、今回の認定を受けます決算剰余金部分の受け入れでございまして。

その他157万8,000円につきましては、八志田堰の改修工事を行ってございますが、この工事の対象地内に吉田地区のテレビ受信設備の一部、アンテナがかかるということで、その補償金24万1,000円、あと公用車の事故の関係での自動車共済保険が39万7,000円、あと県内の対象地域として、広範囲に仙台北部中核都市の振興並びに仙北地域の交通問題の協議会等を組織してございましたが、現状の部分を含めまして一たん解散をするということで、そちらの負担金の返戻部分が51万

8, 000円、新幹線新駅設置の部分についても組織がございましたが、こちらの部分についても同様の扱いで42万2, 000円の返戻で、合計157万8, 000円という内容でございます。

22款町債につきましては、先ほど地方債の補正で申し上げました繰上償還に対応いたします借換債1, 670万円でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

事項別明細書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

1款議会費1項1目議会費の3節、4節につきましては、人件費の調整でございます。

次に、2款1項1目一般管理費2節、3節、4節につきましては、職員の人事異動に伴います各科目間の人件費の調整を行ったものでございます。

以下、各科目の人件費の補正につきましては、説明を省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、5目財産管理費についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、公用車関連と普通財産関連の2項目になってございます。

11節につきましては、先ほど収入で申し上げました公用車の事故の関連での共済収入あった部分に対応いたします修繕料の計上でございます。

12節役務費並びに27節公課費につきましては、トヨタ自動車東北さん

が北部中核工業団地内に進出されまして、10周年を迎えられるということで、10周年を記念をいたしまして、大和町にプリウスの贈呈ということでお申し出を受けました。そちらの諸経費部分と、それから町章のマークについては町の負担ということで、所要の経費を計上させていただきました。19節負担金補助及び交付金につきましては、収入の際申し上げましたが、山田部分林組合へ8割、7万円の交付の措置でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

6目企画費でございますけれども、8節報償費につきましては、町民バス運行計画の見直しに係る大和町地域公共交通会議委員への報償費でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）

次に、11節でございます。

11節につきましては、旧農協の事務所、旧大和農協の事務所の屋根雨樋の修繕等に要する補正の計上でございます。15節につきましては、八志田堰水路改修工事に伴いますテレビ共同受信施設移設補償工事費の補正計上でございます。19節につきましては、まちづくり活動推進会認定事業ということで、一つは杜の丘子育てサロンぽっぽこ及び人形劇サークルセツ森座の2団体へ交付をいたすものでございます。

次に、9目交通対策費11節につきましては、町内小・中学校の通学路の安全確保を図るため、交通安全啓発用看板の設置に要する費用の計上でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

13目諸費の工事請負費でございますけれども、これにつきましては、防犯灯設置工事に要する部分、5灯分を予定するものでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

同じく諸費の19節でございますが、先ほど申し上げました吉田財産区からの繰入金に対応部分で、吉田地域振興協議会へ2万円の増額補助を行うものでございます。

議長（大須賀 啓君）

税務課長佐藤成信君。

税務課長（佐藤成信君）

それでは、事項別明細書の7ページであります。

2款2項2目賦課徴収費でございます。

14節使用料及び賃借料264万3,000円及び19節負担金補助及び交付金3万2,000円につきましては、町長のあいさつにもありました地方税法の改正により、平成21年10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴う補正計上であります。

済みませんが、税務課の説明資料をお願いいたします。

議案第67号関係でございます。

1ページ目でございますけれども、経由機関業務市町村説明会の資料ということでございます。

かぎ括弧内に個人住民税の公的年金からの特別徴収制度における経由機関とエルタックスの活用についてということでございますけれども、平成21年10月個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の開始ということで、これにつきましては、平成20年4月30日、地方税法の一部を改正する法律が成立してございまして、本町におきましても6月の定例議会に



おきまして条例の改正を行ったところでございます。

それから、特別徴収義務者（社会保険庁等）とございますけれども、市区町村のデータ授受のためにということで、ここに経由機関を設置ということが記載されてございます。これにつきましては、社団法人地方税電子化協議会（指定予定）になってございますが、これは指定されてございます。

それから、エルタックス（地方税ポータルシステム）を活用してデータの授受を行う方針ということでございまして、総務省ということでございます。

２ページ目でございますけれども、システム対応についてということで記載をしてございます。

来年の１０月からということで、何で今の時期の補正かということでございますが、１１月には市区町村の導入のテストがございまして、それから１月には公的年金支払報告書を受け取るということでございまして、基幹システムへの連携対応ということでございます。２月に導入の試験、５月に年金受給者のデータの受け取り、特別徴収対象者決定作業、それから７月には特別徴収税額の通知の送信ということで、こういう日程でございまして。

その下の方に個人住民税の公的年金からの事務処理ということで記載をしてございます。若干見にくいとは思いますが、１番から１０番の内容に従いまして、１番の４月１日現在の年金受給者抽出から２番目の対象者情報、それからデータの振り分け等、エルタックス等を行いまして、最終的には住民税の納入というような流れで進むものでございます。

それから、現在、公的年金につきましては、介護保険料、それから後期高齢者等で既に特別徴収をいたしておるわけでございますが、今現在行っているのは厚生労働省でございまして、今回住民税の特別徴収を行うのは総務省ということでございます。

それで、この中の経由機関ということでございますけれども、地方税電子化協議会ということでございますが、省令の中に指定法人を通じて行うということが記載されてございますので、このことで電子化協議会が経由機関として行うということでございます。

それから、エルタックスを活用することが前提とされているということでございますが、既に市町村との間で税情報のやりとりを行うインフラとしてエルタックスが整備されているわけでございますが、これを活用することとしておりました、セキュリティー等の観点も含め電子化協議会を経由機関とするということでございます。

済みませんが、また事項別明細書にお戻りをいただきます。

この中で機械借上料でございます。231万3,000円でございますが、これの算出根拠でございます。

電子化に係る既存システムの整備費でございますが、税抜きで1,680万円でございます。それから、審査システムの導入費といたしまして、税抜きで522万円ございまして、合計税抜きで2,202万2,000円となりますけれども、本町の場合ですと高額になりますので、これを5年リースで計算したものでございます。月当たり46万2,600円、11月から3月までの5カ月分でございます。

次に、システム使用料でございますが、これにつきましては、地方税電子申告の支援サービスでございまして、1月から3月分の3カ月分、月当たり11万円でございます。それで、19節負担金補助及び交付金でございますけれども、これにつきましては、社団法人地方電子化協議会への負担金でございます。現時点で対象者でございますけれども、797名を予定をしております。なお、財源でございますけれども、標準団体3万9,000世帯となつてございますけれども、これにつきましては2,200万円の交付税措置をすると。平成20年度1回限りでございますけれども、大和町の場合ですと約8,000世帯ということで、5分の1という金額になるのかなと考えてございます。それから23節償還金利子及び割引料につきましては、これも町長のあいさつにございました三位一体改革に伴います税源移譲に関連いたしまして、年度間の所得減額変更による還付金660名の2,086万7,700円及び法人町民税14社623万7,100円の還付金でございます。

済みませんが、再び税務課の説明資料をお願いいたします。

一番最後になりますが、カラーのリーフレットで添付してございますが、この年度間の所得減税変更の対象になる方は、平成19年に所得税が

減って所得税が課税されなかった方が対象でございます。

済みません、右側の上をごらんいただきたいと思います。

所得変動に係る経過措置のモデルケースということで記載をしてございます。

平成18年、19年ともに給与収入400万円の場合、収入が変わらなかった場合がございますけれども、平成18年度税源移譲前につきましては、所得税が15万円でございます。それで、平成19年度、これは今度税源の移譲後、これにつきましては7万5,000円ということでございます。これが平成18年度税源移譲前の住民税につきましては、8万円が、これが15万5,000円になるということでございます。所得税、住民税23万円ということで、税額に変更はございません。

平成19年度から税源移譲が行われたわけでございますけれども、国から地方へ3兆円の税源移譲がなされました。それで、税源移譲の方法ということであったわけでございますけれども、これにつきましては、所得税から住民税の方に移譲をするというような流れでございまして、この表の中に、上の方につきましては、所得税15万円、住民税が7万5,000円ということで所得税が10%、7万5,000円というのは5%だったわけでございますが、下の方の表で見ますと、所得税が10%が今度5%になりまして、住民税の方が5%から10%にふえてございます。8万円が15万5,000円ということでございまして、トータル23万円は変わりございません。

住民税プラス所得税の税負担は変わらないものとされておりますが、平成19年度の住民税につきましては、平成18年中の所得をもとに計算されておりますのに対し、平成18年中の所得に対する所得税は、税源移譲前の平成18年中にかかりますので、税額は減ってございません。税額10%ということでございます。そのため、同じ所得に対する税金は、実質的には初年度のみは住民税の負担だけが上がることとなります。住民税のみ10%になると。

ところが、平成19年に所得税がかかる人は、税源移譲により税額が減りますので負担が相殺されております。平成19年度につきましては、10%の所得税が5%になりますので、相殺をされておりますが、退職など

によって平成19年中の所得が著しく減ったために所得税がかからなくなった人は負担が相殺されません。そのため、一定の要件を満たす場合には平成19年度の住民税を減額する特例でございます。

これにつきましては、大和町の場合ですと、先ほど660名ということでございますが、この中に県税分も含んでございます。約970万円ほど県税分もございますので、額が確定次第、12月か3月にこの分の歳入の補正をしたいと考えております。以上でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

8ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費でございますけれども、12節でございますが、1台分の自動車損害保険料でございます。それから28節でございますけれども、国保会計での職員給与等に係る減額の繰り出しでございます。

それから、2目老人福祉費でございますが、23節、これにつきましては、平成19年度高齢者保健福祉関係事業費と高齢者医療制度円滑導入補助金確定に伴う返還金でございます。28節でございますが、介護会計分につきましては、職員給与等の繰り出しでございます。老人保健会計につきましては、平成19年度精算によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

4目障害者福祉費でございます。

障害者自立支援法対応システム保守点検手数料につきましては、12節で予算措置をしておりましたけれども、ソフトの借り上げになるということで14節へ組み替えをしたものでございます。

それから、5目ひだまりの丘管理費でございますが、11節修繕料でございますが、非常用放送設備、電源ユニット、バッテリーの交換、それから浴室の修繕でございます。木質の壁面を一部タイルに交換するもの

と、浴槽の目地修繕を予定するものでございます。それから13節でございますが、施設維持管理業務につきまして事業費が確定したことによる減額でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）  
続きまして、6目後期高齢者福祉総務費28節繰出金でございます。  
これにつきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものでございまして、人件費の調整を行うものでございます。  
2項児童福祉費1目児童福祉総務費23節償還金利子及び割引料でございます。  
これにつきましては、平成19年度の乳幼児の医療費事業が確定したことに伴いまして、県の補助金を償還するものでございます。  
2目児童措置費でございます。  
同じく23節でございます。  
これにつきましては、平成19年度児童手当交付金でございますが、この事業が確定したことに伴いまして、事業確定によります交付金の償還を行うものでございます。  
3目母子福祉費でございます。  
同じく23節でございます。  
平成19年度の母子・父子家庭医療費の事業が確定したことに伴いまして、事業確定によります県の補助金を償還するものでございます。

議長 （大須賀 啓君）  
保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 （浅野雅勝君）  
4目保育所費でございます。  
7節につきましては、臨時保育士3名分の減額でございます。うち2名

につきましては、直接応募がなかったことにより減額するもので、13節保育士派遣より2名を補てんしようとするものでございます。また、1名につきましては、育休の代替保育士分を計上しておりましたけれども、4月より期限付き職員採用により減額をするものでございます。13節につきましては、臨時保育士2名について保健師派遣より採用するための予算計上でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長（瀬戸善春君）

5目児童館費でございます。

7節賃金であります。宮床児童館及びもみじヶ丘児童館におきます放課後児童対策としての臨時児童厚生員の増員及び時間延長等による賃金でございます。

11ページであります。11節需用費につきましては、3児童館における事業記録用写真のプリント代でございます。12節につきましては、財団法人児童健全育成推進財団より吉田児童館、落合児童館にそれぞれ1台の屋外固定遊具が寄贈されましたことから、その取り付け手数料についての計上でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、NHKテレビ放送受信料につきまして、ふれあいセンターを含めまして設置台数の確認調整により、追加分につきまして計上いたしましたものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。人件費等の精算に伴う管理費の減少に伴って繰出金を減額するものでございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

3目環境衛生費、12ページ、11節需用費につきましては、吉田根古にありますストックヤード門扉修繕及び防疫薬剤散布機械の修理に要する費用でございます。

次に、4款2項1目廃棄物処理費でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、クリーンステーションのごみかご整備費に要する助成金でございます。

引き続きまして、5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございますが、13ページをお開き願います。

11節需用費の修繕料でございますが、吉田ふるさとセンター集会室の床の張りかえ修繕、町民研修センターの自動火災報知器設備、非常警報器、誘導灯の交換に要する費用でございます。同じく15節工事請負費につきましては、吉田ふるさとセンターの修繕工事に伴う費用でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長遠藤幸則君。

産業振興課長（遠藤幸則君）

次に、5目農地費になります。

19節負担金につきましては、鶴巣、大平地内にあります勝負沢ため池事業計画書作成業務委託の町の負担金2分の1に係るものでございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への人件費の上昇により減額をいたすものでございます。

6目水田農業構造改革対策費19節補助金につきましては、集団営農用機械の助成に係るもので、平成21年産の大麦用の播種機械購入費の2分の1をあぐり報恩寺へ助成を行おうとするものでございます。

続きまして、14ページの6款1項2目商工振興費でございますが、7

節賃金につきましては、北部中核工業団地内の除草作業員の賃金に係るもの、11節需用費の消耗品及び印刷製本費は、企業誘致関連の懸垂幕等の誘致費に係るものでございます。11節食糧費及び13節委託料につきましては、セントラル自動車従業員の内移住希望家族に対しまして、大和町内の秋の味覚とモデルハウスの体験宿泊をしてもらおうとするものでございまして、町内の施設、住宅団地の視察や南川ダムでの芋煮会、陶芸体験などを行おうとするもので、7家族30人を予定をしているものでございます。19節補助金につきましては、企業用用地取得助成金等の今年度分の確定により減額をいたすものでございまして、今年度分の支出につきましては、全農みやぎ、パールライスみやぎ、協和運輸倉庫株式会社様、それから株式会社ビーアイ運送社の4社になります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きます、土木費でございますけれども、1項1目土木総務費につきましては、人件費調整分でございます。

15ページをお開きをいただきたいと思います。

2項1目道路維持費でございますけれども、これにつきましては、町道の補修及び除雪経費として5,529万7,000円の増額補正をお願いいたすものでございます。7節賃金につきましては、道路補修、街路樹剪定、除雪補助員等に要するものでございます。13節委託料につきましては、除雪業務委託のほか側溝清掃等に要するものでございます。15節工事請負費でございますけれども、舗装、側溝修繕に要するものでございます。16節原材料費につきましては、道路補修材及び融雪剤購入に要するものでございます。

2目道路新設改良費につきましては、2節から4節につきましては、人件費調整でございますが、これにつきましては、国土交通省補助事業とも関連いたしまして、あわせまして人件費、7節の賃金とあわせて事務費を調整するものでございます。また、仙台北部中核工業団地へのトヨタ自動車東北のエンジン工場新設に伴いまして、既存工場に隣接して新たな用地を取得したところでございまして、この間にございま



す町道松坂平3号線につきまして、これにつきましては、一体的に使用したいとのこととございまして、町道の一部を払い下げすることで協議を進めているところでございますが、この払い下げに伴います町道の改修、上水道の移設等の工事をトヨタ社の負担をもって町が実施しようとするものでございまして、これらに要する経費を計上いたしております。

また、防衛省の補助事業につきましては、SACO交付金の決定に伴います事業費を計上いたしております。総額で9,428万6,000円の増額補正をお願いいたすものでございます。財源といたしましては、国庫支出金5,400万円、その他3,033万7,000円、一般財源が994万9,000円でございます。2節から4節につきましては、先ほど申しました国庫補助事業での事務費の調整で、7節とあわせて調整するものでございます。13節委託料につきましては、SACO関連でございまして、町道五福院線、東車堰線の支障物件調査及び蒜袋相川線の交差点改良、これは衡南松坂平線との交差点でございますけれども、新規でございますが、この測量調査、実施設計作成に要するものでございます。14節土地借上料につきましては、町道山下大沢線の県道大衡仙台線への付けかえ道路分、この部分についての借り上げに要するものでございます。15節工事請負費につきましては、松坂平3号線の道路等公共施設撤去工事及びSACO関連でございまして、南五福院線、東車堰線の改良工事に要するものでございます。17節土地購入費につきましては、これもSACO関連でございますけれども、五福院線に東車堰線でございまして、22節補償金につきましては、松坂平3号線の水道管撤去補償、大崎清水谷線、小鶴沢線の水道管移設補償、東車堰線の支障物件の移転の補償に要するものでございます。

次に、4目交通安全施設整備事業費でございますが、15節工事請負費につきましては、交差点の標示の工事に要するもの、それから16節原材料につきましては、カーブミラーを購入するものでございます。

3項1目河川費でございますが、11節需用費につきましては、本年3月に電動化にしました小西川右岸樋門の電気料でございます。13節委託料につきましては、洞堀川除草作業委託を洞堀川河川愛護会に委託するものでございます。

次に、7款4項1目都市計画総務費につきましては、人件費の調整でございます。

17ページの2目土地区画整理費でございますが、これにつきましては、19節負担金補助及び交付金でございますが、吉岡南第二土地区画整理組合への事業費負担分でございます。

3目下水道費につきましては、人件費調整による管理費の減に伴いまして、下水道事業特別会計の繰出金を減額するものでございます。

4目公園費でございますが、7節賃金につきましては、南富吉緑地刈り払い作業人夫賃でございます。11節需用費につきましては、わかば公園のロープネットの修繕に要するもの、13節委託料につきましては、南富吉緑地の雑木伐採を委託するものでございます。19節負担金につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合への公共施設管理者負担金でございます。

7款5項1目住宅管理費でございますが、これにつきましては、人件費の移動でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長瀬戸善春君。

教育総務課長 （瀬戸善春君）

18ページ、9款教育費でございます。

2項1目学校管理費でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、テレビ放送受信料につきまして、設置台数の調整によりまして、増加分7台分について追加計上いたしましたものであります。18節備品購入費につきましては、宮床小学校における屋内消火栓のホースの購入代であります。

2目教育振興費につきましては、スクールソーシャルワーカーの相談員の活動旅費であります。

19ページであります。15節工事請負費につきましては、鶴巣小学校の屋上天窓に係る転落防止・の設置、それから難波分校の体育館の半円窓修繕費用についての計上でございます。

3項1目学校管理費であります。14節使用料及び賃借料でありまして、車借上料であります。平成19年度の大和中学校におけるスクールバスの運行につきまして、年間運行日数が250日で契約いたしておりますが、運行日数の増減による精算により、増加分につきまして補正計上いたしましたものでございます。テレビ聴取料につきましては、2台分についての追加計上であります。19節負担金補助及び交付金であります。大和中学校の柔道女子団体、それから個人、男子個人、それに水泳、陸

上、宮床中学校におきましては水泳についての中体連の東北大会がございました。さらに、大和中学校の柔道女子団体、個人、宮床中学校の水泳の全国大会におきまして、選手の参加経費につきまして補助することといたしまして、その経費についての計上でございます。以上であります。

議長 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長横田隆雄君。

生涯学習課長 （横田隆雄君）

4項1目社会教育総務費につきましてご説明を申し上げます。

ここに計上いたしております予算につきましては、平成20年度におきまして文部科学省が新規事業と打ち出しました学校支援地域本部事業にかかわるものでございます。この事業につきましては、別紙の説明資料、議案第67号関係、学校支援地域本部事業関連と線で困ってございますが、下に生涯学習課と記載されたものをごらんいただきたいと思います。

1ページになりますが、平成20年度事業計画書としてまとめてございます。

学校支援地域本部は、学校を支援するために学校が必要とする活動につきまして、地域の方々のボランティアとして派遣するというような組織で、いわば地域につくられた学校の応援団と申しますか、そういう形になります。これまでも各学校におきましては、地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行ってきておりますが、学校支援地域本部は、そうした取り組みをさらに広げるというものでございます。

事業の主体につきましては、文部科学省、宮城県教育委員会、大和町教育委員会ということで、それぞれ国の方から県の方に委託されたものを、さらに大和町の方に再委託されるものでございます。

事業の実施期間につきましては、平成20年度から実施するものでございますが、3カ年にわたり平成20年度に実施するところは事業予算が確保されるということになっておりまして、全額が国の負担ということになってございます。大和町でも平成20年度から取り組むものとしまして、初年度としまして10月からの実施ということにいたしてございます。

目的としましては、ここに記載のとおり、最近、新聞・テレビ等でも報道が多いわ

けですが、青少年を取り巻く環境が非常に厳しい状況にありまして、モラルの低下、あるいは家庭の教育力の低下、地域におけるつながりの希薄化、そういうものが言われておりまして、地域の教育力の低下が指摘されているところがございます。そういうことを踏まえながら、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみでの子どもを育てる体制を整えるということで、学校教育の支援と充実、そういうものを図るものがございます。

対象としましては、中学校区が単位になってございまして、全国から1,800市町村あるんですが、その地域の中学校1,800校、あと小学校が入るわけですが、それを対象として実施するというので取り組みが求められてございまして、大和町におきましては、大和中学校区ということで、それぞれ吉岡小学校、吉田、鶴巣、落合の小学校区におきましても中学校区の中での実施ということになります。

事業予算につきましては、230万3,000円ということになってございまして、これは事項別明細書で後でご説明をさせていただきたいと思っております。

事業の内容と実施の方法につきましては、2ページの図ですか、中段から下にかけてございますが、これと見比べていただきたいと思っておりますが、学校支援地域本部は全体のまとめとして実行委員会を置きまして、さらには、学校支援に当たります各中学校区ごとに、それに地域教育協議会を設置して事業展開を図るものがございます、地域コーディネーター、これが学校と地域のボランティアの調整役ということで、効果的な事業展開を図ろうとするものがございます。

以下、記載のとおりでございますが、あと期待される効果といえますか、3点ほど記載されておりますが、子どもたちの教育をよりよいものにするということで、教員だけでは賄い切れない、今、学校の教員もかなり忙しいということで、そういうすべてのいろいろなところに目を配るのが大変であるということもありまして、教育活動に専念できてより多くの時間が子どもと向き合うといえますか、あるいは授業の準備等に充てる、そういうものができるようにということでの支援がございまして。あとは、二つ目は生涯学習社会の実現、三つ目としては地域の教育力の向上ということで掲げてございます。

事項別明細書に戻っていただきまして、20ページの8節報償費でございますが、地域コーディネーター、学校支援ボランティアの養成講座や研修会の講師謝金、実行委員会8名を予定しておりますが、それと各地域の教育協議会10名を予定しておりますが、それぞれの委員への謝金、さらには地域コーディネーターの活動謝金でござ

います。9節旅費につきましては、会議や研修会の際の旅費でございます。11節の中の消耗品につきましては、会議、研修会、学校支援活動に要する事務用品など、食糧費につきましては、会議等のお茶代、印刷製本費につきましては、事業の広報啓発やコーディネーター、ボランティア養成講座の案内等に係るポスター、チラシ、あるいは会議研修会の資料等の印刷代でございます。12節につきましては、通信運搬費として会議、研修会、その他案内の郵送代、保険料につきましては、学校支援ボランティアの活動の際の保険料としております。

次に、2目公民館費でございますが、19節補助金につきましては、11月7日から10日まで、東京で開催されます第57回全国青年大会の参加費の一部を助成するものでございまして、黒川郡の連合青年合唱部が16名ですが、県代表として参加するもののうち、大和町連合青年団の合唱部9名がおりますが、それに対して補助をいたすもので、参加費と旅費を対象といたしてございます。以上よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

では、21ページをお願いいたします。

11款公債費でございますが、こちらの地方債の補正の部分でも申し上げましたが、繰上償還を行うものでございます。償還額は1,670万円ほどでございますが、補正につきましては、当初につきましては、償還計画表に基づいた償還額として9月と3月2回分を計上いたしておりましたので、3月部分の元金相当部分を相殺いたしまして、不足額1,133万1,000円をお願いいたすものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時08分 休 憩

午前11時18分 再 開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第68号平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成20年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ354万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,730万3,000円とするものでございます。

2項でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の30ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9款繰入金1項1目一般会計繰入金でございます。

3節給与等につきましては、職員の人件費の調整を図るものでございます。

10款繰越金1項1目療養給付費交付金繰越金、2目その他繰越金につきましては、それぞれ医療費の確定並びに事務費の確定に伴います平成19年度よりの繰り越しが確定したことによるものでございます。

11款諸収入4項1目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故対象車両の納付金でございます。

歳出をお願いいたします。

31ページでございます。

1款総務費1項1目につきましては、人件費の調整でございます。

11款諸支出金1項3目償還金につきましては、国民健康保険会計の平成19年度医療給付費等の確定に伴いまして、事業の確定に伴います社会保険診療報酬支払基金への交付金を償還するものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

議案書は15ページになります。

議案第69号平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

介護保険事業勘定特別会計補正予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の総額に1,176万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,928万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書は36ページでございます。

歳入でございます。

4款1項1目でございますが、前年度の精算といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費負担31%分でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員給与費分の繰り入れでございます。

8款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

37ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、人件費の調整。

それから、4款1項3目23節でございますけれども、平成19年度介護保険給付費地域支援事業交付金の確定によります返還金でございます。

5款2項1目につきましては、人件費の調整でございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第70号宮床財産区特別会計の補正予算でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正ですが、それぞれ420万円を追加いたしまして、総額を7,694万4,000円といたすものでございます。

内訳については第1表のとおりという規定が2項でございます。

それでは、事項別明細書の41ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款2項1目不動産売払収入でございますが、こちらはリサーチパーク関連の部分で、蛇石山の部分885平方メートルを売り渡すものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、財源の調整で繰り入れ予定の部分に戻すものでございます。

繰越金につきましては、平成19年度の決算剰余分の金額の補正でございます。

4款3項につきましては、新たな項目として森林総合研究所支出金というふうな名称を加えました。こちらは旧緑資源機構が名称変更になったことによりまして、歳入部分については現状の名称で記載をいたしました。歳出については、従来の名称がありましたのでそのまま、ちょっと歳入と歳出で名称違うんですが、中身は同じものでございます。そちらの部分の高山地内の作業道路の設置をするための費用、設置のために一部間伐諸経費を含んだものの交付を計上いたしましたものでございます。

42ページでございますが、こちら歳入見合いの部分につきまして、緑資源機構分収造林管理費という従来の名称のままでございますが、作業道の設置工事費420万円分を補正計上いたしましたものでございます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第71号吉田財産区特別会計の補正予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ45万7,000円を追加いたしまして、総額を543万4,000円といたすものでございます。

内訳については第1表のとおりとするものでございます。

事項別明細書44ページをお願いいたします。

2款2項1目不動産売払収入につきましては、財産区有地吉田愛林公益会向いの八合田41の3、88平方メートルを吉田地区の佐藤さんへお譲りをした費用でございます。

3款1項基金繰入金につきましては、財源の調整の関係で繰り戻すもの。

繰越金については、平成19年度分を措置いたすものでございます。



45ページ、歳出になります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会部分につきまして、当初の措置した部分に加えまして2万円の増額措置をするもの。それから、宮城県の緑資源造林協議会の負担金部分につきましては、当初の事業費分に伴います負担金額というのが確定したので、不足分7,000円を措置するものでございます。22節につきましては、公益会前の土地を売却したことによりまして、地上権者であります愛林公益会へ2分の1交付をするものでございます。

4目諸費につきましては、一般会計でもご説明申し上げました吉田地域の振興協議会への補助金分を一般会計へ繰り出すものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第72号平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算でございます。

平成20年度大和町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万9,000円を追加し、総額をそれぞれ3億2,816万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正後の歳入歳出予算金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款国庫支出金1項1目医療費国庫負担金でございます。

この件につきましては、平成19年度の医療費が確定しましたことによりまして、その実績に基づき国庫負担金が不足しましたので、その不足分を追加交付されるものでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金でございます。

これにつきましては、予算調整による減額でございます。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、平成19年度よりの繰越金でございます。

歳出でございます。

3款諸支出金1項1目償還金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成19年度の事業、医療費が確定したことに伴いまして、社会保険診療報酬支払基金並びに県の方へ交付金を償還するものでございます。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第73号平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成20年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億6,771万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の49ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金1項1目事務費繰入金につきましては、職員の人事異動等によります人件費の調整によるものでございます。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、同じく人件費の調整を図るものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長 洪谷久一君。

上下水道課長 (洪谷久一君)

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第74号平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

平成20年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5, 126万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2, 255万 5, 000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第2条でございます。

地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものであります。

27ページをお願いします。

第2表地方債の補正であります。

追加分といたしまして、補償金免除繰上償還に係る公共下水道事業債3, 160万円の借り入れの計上であります。

起債の方法につきましては、証書借入及び証券発行によります。利率につきましては、年5%以内。償還の方法は政府資金は融資条件、銀行その他の場合は債権者との協定により行います。

次に、28ページの変更であります。

公共下水道事業債として限度額1億400万円の借り入れを予定しておりましたが、補正後の借り入れを1, 320万円増額して1億1, 720万円とするものであります。また、流域下水道事業債として限度額3, 000万円の借り入れを予定しておりましたが、補正後の借り入れを275万円増額して3, 275万円とし、本年度の起債合計を1億4, 995万円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書53ページをお願いします。

53ページの歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の精算に基づく財源調整により減額補正となるものであります。

6款諸収入2項1目雑入につきましては、吉田川流域維持管理負担金の平成19年度分、これの精算による返還金の計上でございます。

次、7款1項1目下水道債につきましては、管渠設計委託業務、繰上償還及び流域下水道建設負担金、これらに要します財源を確保するものであります。

54ページをお願いします。

1款土木費1項1目一般管理費でございます。

27節につきましては、平成19年度分の消費税、地方消費税の納付額の確定により、不足額について補正計上をお願いするものでございます。

次に、2項1目建設費の補正につきましては、大和流通団地関係設計の委託費、吉田川流域下水道建設負担金及び繰上償還に係る費用の計上でございます。

55ページになります。

13節委託料につきましては、大和流通団地への工場立地に伴い、専用管による管渠整備が必要となったため、新たに設計業務の委託費を計上するものでございます。団地から身洗の流域接続点までの2,300メートル、これにつきましての専用管の設計でございます。15節につきましては、流域関連管渠工事に伴う補助事業の確定によりまして減額補正するものでございます。19節負担金は流域下水道建設負担金の確定による不足額の計上でございます。

次に、2款公債費1項1目元金につきましては、昨年度から実施しております補償金免除繰上償還に係る9月償還額の計上でございます。以上よろしくお願いいたします。

次に、議案書の29ページをお願いいたします。

議案第75号でございます。

平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成20年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,013万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の60ページをお願いいたします。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の精算に基づく財源調整の減額補正でございます。

6款諸収入2項1目雑入につきましては、消費税の確定により精算で納付となったために、還付金の収入を減額補正するものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費でございます。

11節需用費につきましては、宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ等の維持管理に係る燃料代、電気代に不足が見込まれることとなったため、追加補正をお願いするものでございます。次に、27節公課費につきましては、平成19年度分の消費税の納付額が確定となりましたので、補正を計上するものでございます。

次に、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第76号でございます。

平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

平成20年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるということでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,817万3,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の65ページでございます。

65ページの歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の精算に基づく減額補正でございます。

66ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費でございます。

11節につきましては、6月14日発生 of 岩手・宮城内陸地震により、本体浮上等の被災があった浄化槽がございまして、浄化槽2基分について埋め戻し等の修繕に要する費用を補正計上するものでございます。

次に、2項1目合併処理浄化槽建設費11節需用費につきましては、現地調査等の燃料代等の不足を見込まれることから、追加計上をいたすものであります。

以上が合併処理浄化槽会計の補正でございます。

次に、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第77号でございます。

平成20年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

まず、第1条の総則でございます。

平成20年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収支でございます。

平成20年度の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益に1,491万8,000円を追加し、8億5,317万7,000円といたすものでございます。

1項営業収益にも1,448万8,000円を追加し、合計で6億6,059万8,000円といたしまして、3項特別利益には47万円を新たに計上するものであります。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用に1,547万6,000円を追加し、8億3,442万1,000円といたしまして、1項営業費用にも同額を追加して、合計で7億8,506万6,000円とするものでございます。

第3条の次でございますが、資本的収支でございます。

予算第4条本文括弧中1億7,590万9,000円を1億6,535万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございます。

第1款資本的収入1,059万7,000円を追加し、4,221万5,000円といたします。

5項固定資産売却代金には新たに同額を計上するものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出に4万3,000円を追加し、2億757万円といたすものでございます。

1項建設改良費にも同額を追加して1億1,291万9,000円とするものでございます。

第4条になります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費でございます、5,717万2,000円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の71ページをお願いいたします。

平成20年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収支です。

収入の第1款水道事業収益1項1目受託工事収益につきましては、仙台北部工業団地内の町道松坂平3号線、この町道の水道工事に係る町からの受託工事費の収入の計上でございます。

4目その他営業収益につきましては、5月の山元町、それから6月の栗原市、大崎市、これらの応援給水に係る経費につきまして、水道協会の給水協定に基づく請求額を収入計上するものでございます。

3項特別利益の1目過年度損益修正益につきましては、平成19年度一般会計繰入金の3月補正追加分につきまして、出納閉鎖後の収入処理、5月27日でございますが、次年度における経理処理を行ったものでございます。

72ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費であります。

人件費につきましては、異動による不足分の計上でございます。その他手当につきましては、応援給水及び漏水事故対応に係る職員の時間外手当の追加計上でございます。

2目受託工事費は町道松坂平3号線に係る水道管の一部撤去、切り回し工事に要する費用の計上でございます。

73ページをお願いいたします。

資本的収支であります。

収入の方で、1款資本的収入5項1目固定資産売却代金につきましては、北部工業団地松坂平3号線の水道管撤去に係る資産減耗損の補償金を計上いたすものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出1項2目リサーチ関連事業費につきましては、異動による調整分でございます。以上よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の34ページをお開きをいただきます。

議案第78号町道路線の廃止についてでございますが、下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名につきましては、松坂平3号線、起点、終点につきましては、大和町松坂平5丁目1番でございます。

別冊の町道廃止認定路線関係資料をお開きをいただきたいと思っております。

1ページ目の廃止路線につきましては、延長が577.6メートルでございます。幅員が40.1から16メートルとなっております。

図面の方をお開きをいただきたいと思っております。

この松坂平3号線につきましては、先ほど申し上げましたとおりトヨタ自動車東北がこの路線を挟んで東側の方に隣接します東陶機器と住友スリーエムの敷地、これを取得しまして新たにエンジン工場を建てようとするものでございまして、既に両者の売買が済んでいるところでございます。このことによりまして、既存の敷地と新しく取得した土地を一体的に使用したいということから、路線の廃止をいたしたものでございます。

新たに認定する路線の方でございますけれども、これにつきましては、議案書の35ページの議案第79号でございます。

町道路線の認定につきまして、下記の路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、路線名は同じく松坂平3号線、起点、終点も大和町松坂平5丁目1番でございまして、これにつきましても、この議案説明資料の方でございます認定区間が165.2メートルでございまして、幅員が19.4から17.7となっております。

図面の方でございますけれども、認定区間が赤で示したところでございまして、廃



止が青の実線で示したところでございます。

なお、この路線の廃止に伴いまして、団地内企業への説明でございますが、産業振興課におきまして、7月23日から7月25日までの間で北部工業団地内の企業に説明し理解を得ているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第80号の土地の取得についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

大和町において町道山下大沢線道路事業用地として、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

取得する土地でございますが、取得する財産、土地でございますが、所在地が黒川郡大和町小野字一ノ渡戸4番6以下36筆、合計面積が1万1,350.93平米でございます。地目は台帳地目で記載してございますが、現況は雑種地になってございます。造成しているところでございます。

議案書37ページの方をお開きをいただきたいと思ひます。

2の取得予定価格でございますが、4,835万8,787円でございます。平均の平米単価でございますが、4,298円でございます。

契約の相手でございますが、宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号の宮城県土地開発公社理事長菅原清毅でございます。

別冊の議案第80号関係資料をお開きをいただきたいと思ひます。

位置図でございますが、この山下大沢線につきましては、県道大衡仙台線から仙台市境までの整備するものでございまして、延長が1,102.9メートル、幅員18メートルで整備するものでございます。この赤の実線で示したところ、この区間に係ります土地の取得でございまして、次のページの1ページ目をお開きをいただきまして、黄色で表示した部分を買収する土地でございます。

この図面で赤の実線で示している部分が道路の区間でございまして、赤の点線で示している部分が法面になる部分でございます。防災調整池がここにございまして、その1段目の5メートルの区間が道路敷地となるものでございます。

2ページ目、次の長い3番の図面でございまして、これにつきましても、実線部分が道路になる部分でございまして、新たに取得する分が黄色で示してございまして、以上でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案書の38ページ、議案第81号黒川地域土地開発公社定款の一部

変更についてご説明をさせていただきます。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、黒川地域土地開発公社定款を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

39ページをお開きをいただきたいと思います。

あわせて別冊の新旧対照表の13ページをお開きをいただきたいと思います。

議案書の別紙でございますが、黒川地域土地開発公社定款の一部変更について黒川地域土地開発公社の定款の一部を次のように変更する。

第7条第3項中、民法第59条を公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に改めるものでございます。

このことにつきましては、国の行財政改革に基づきまして、民法で定められておりました公益法人制度の抜本的見直しが行われ、民法の改正など、関係法令の見直しが行われたところでございます。

公社定款におきまして、幹事の職務につきましては、民法第59条に準拠しておりましたが、これが廃止されたことによりまして、新たに公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に規定され、平成20年12月1日より施行されることになったものでございます。これに伴いまして、定款の幹事の職務について準拠法令を変更するものでございます。

次の第16条第1項第4号中「損益計算書」の次に「、 キャッシュ・フロー計算書」を加えるものでございますが、これにつきましては、公社の経理につきましては、総務省自治行政局が定めております土地開発公社経理基準要綱を参考としているところでございますが、この要綱の一部改正が平成17年に行われまして、これにより財務諸表にキャッシュフロー計算書を追加することになったことによるものでございます。

次、17条第1項第1号ア中「（昭和47年法律第66号）」を削るとするものでございますが、これにつきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の規定でございますが、第7条で規定しておりますので、第17条については削るものでございます。

第21条中、「損益計算書」の次に「、 キャッシュ・フロー計算書」を加える。この内容につきましては、第6条第1項第4号の改正と同じ内容でございます。

第23条第2号中「郵便貯金又は」を削るということにつきましては、郵政民営化

によりまして、郵便貯金の文言を削除するものでございます。

郵便貯金銀行が設立されたことによりまして、銀行に含まれるということで、その分を削るものでございます。

附則といたしまして、この定款につきましては、平成20年12月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後0時01分 延 会